

## 【作成上の留意点】

### 1 全ての様式について

- (1) 作成に当たって、文字はMS明朝で10.5ポイント以上とし、読みやすい体裁に整えること。(手書きで作成する場合は、この限りでない。)
- (2) 指定された記載欄に記載すべき事項が収まらない場合は、欄の大きさや行を増減するなど変更して作成すること。この場合において、どうしても片面に収まらないときは裏面に、また、両面を使用しても1枚に収まらないときは2枚以上の作成を認める。
- (3) 例が示されている欄については、その部分は消去して記載すること。
- (4) 提出する書類及び資料等は、両面印刷とする。

### 2 様式5について

- (1) 各様式に記載する業務実績は、過去10年以内に元請として受託し、完了した業務の全てを記載し、履行確認ができる書類として、次のいずれかの写しを添付すること。

ア TECRIS 完了登録

イ 契約書及び委託仕様書

- (2) 業務実績については、業務名に関わらず実際に行った業務内容で判断すること。(様式7及び様式8並びに仕様書についても同じ。)

また、複数の業務を1つの契約として受託し、完了した場合は、それぞれの業務項目に記載すること。また、契約金額は、その当該業務の契約金額を記載し、業務内容欄には「〇〇業務と同時実施」等の旨を記載すること。

- (3) 様式5-2について、過去10年以内に大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)に基づく環境影響評価業務の実績(方法書、準備書及び評価書の作成を同一の事業として実施したものに限る。)を有する場合は、必ず記載すること。

### 3 様式6について

- (1) 令和3年4月1日現在を基準日として作成すること。
- (2) 各技術者について、直接雇用している者のみの人数を記載すること。
- (3) 有資格者のカウントの方法(1人が複数の技術士資格を有する場合)について  
ア 選択科目が重複する場合は、主たる資格でカウントすること。ただし、「総合技術

監理部門（環境－環境影響評価）」と「環境部門（環境影響評価）」のような場合は、「総合技術監理部門」を優先しカウントすること。

イ 技術部門が異なる場合（例：「建設部門」と「衛生工学部門」）や資格が異なる場合（例：「技術士」と「計量士」）は、双方にカウントすること。

(4) 登録証等資格を証明する写しの添付は必要ありません。

#### 4 様式7について

(1) 記載の対象となる業務実績については、次のア及びイに該当するものであって、平成23年4月1日以降に履行した地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注の業務であること。

ア 元請として契約した業務

イ 令和3年3月31日までに完了した業務

(2) 記載した業務については、履行確認ができる書類として、次のいずれかの写しを添付すること。ただし、様式5において重複する場合は、添付を省略することができる。

ア TECRIS 完了登録

イ 契約書及び委託仕様書

(3) 技術士資格の欄については、廃棄物関連又は環境関連のいずれかの資格の記載でよいが、両資格を有する者が配置される場合は、両資格とも記載すること。

(4) 技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること。

(5) 用語の定義について

ア 関連業務実績とは、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の事業者選定支援業務をいう。

イ 施設基本設計から事業手法検討を一貫して担当した実績とは、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の施設基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び事業者選定支援業務を1件の業務において行った業務実績をいい、直近のものを1件記載すること。

ウ 同種業務実績及び関連業務実績の記載は、直近のものから3件とすること。

エ 業務内容欄には、その契約業務に係る配置予定者の担当した配置（管理技術者、照査技術者、担当責任技術者又はその他）を記載すること。（様式8についても同じ。）

#### 5 様式8について

(1) 記載の対象となる業務実績については、次のア及びイに該当するものであって、平成23年4月1日以降に履行した地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注の業務であること。

ア 元請として契約した業務

イ 令和3年3月31日までに完了した業務

(2) 記載した業務については、履行確認ができる書類として、次のいずれかの写しを添付すること。ただし、様式5又は様式7において重複する場合は、添付を省略することができる。

ア TECRIS 完了登録

イ 契約書及び委託仕様書

(3) 技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること。

(4) 様式8-1について

ア 同種業務実績とは、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の基本設計策定業務をいい、直近のものから3件を記載すること。

イ 施設基本設計から事業手法検討を一貫して担当した実績とは、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の施設基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び事業者選定支援業務を1件の業務において行った業務実績をいい、直近のものを1件記載すること。

(5) 様式8-2について

ア 同種業務実績とは、環境影響調査（都道府県又は政令市が制定する環境影響評価条例に基づく環境影響評価）業務をいう。

イ 同種業務実績の記載は、直近のものから3件とすること。

ウ 方法書から評価書作成までの手続を同一の事業として担当した実績は1件とする。

(6) 様式8-3について

ア 同種業務実績とは、PFI等導入可能性調査業務をいい、直近のものから3件を記載すること。

イ 施設基本設計から事業手法検討を一貫して担当した実績とは、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の施設基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び事業者選定支援業務を1件の業務において行った業務実績をいい、直近のものを1件記載すること。

(7) 様式8-4について

同種業務実績の記載は、直近のものから3件とすること。